

1 いじめの防止についての基本的な考え方

(定義)「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第二条より)

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、いじめはどの児童にも起こりうる、どの児童も、被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳を守り、児童をいじめに向かわせないための未然防止に全ての教職員が取り組む必要がある。そして、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。また、保護者と適宜情報を共有し、適切な指導ができるようにする。

未然防止の基本となるのは、温かい雰囲気、学級、学校づくりである。児童が、周囲の友達や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくように努める。

児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができるよう取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

全教職員で構成する「いじめ・不登校対策全体会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教職員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

(1)「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・生活アンケートやQ-U検査の結果の集約、分析、対策の検討を実施ごとに行い、いじめ防止対策に役立てる。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・学校だより「文禮」やホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。「聴き合う」関係を経営の柱として、授業を中心に学校生活全般において実践する。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。特に道徳の授業を要とし、学年の発達段階に応じた「いじめ防止」の授業で、児童一人一人が相手の立場になって考える道徳を行う。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
学年の発達段階に応じて、全学年で、ネットモラルの学習を行う。また、4年、5年、6年については、外部講師による「スマートフォン教室」を行い、インターネットによるいじめや、誹謗、中傷というトラブルを未然に防ぐ指導を行う。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 「小さなサインを」を見つけるために、児童同士の関係で違和感や気になる変化はないか気を付けてよく見る。違和感や気になる変化がある場合は、すぐに担任および学年教職員、総務(校長、教頭、教務主任、校務主任のことを以下、総務とする)に伝え、複数の教職員の目で「いじめの芽」がないか見守る。
- イ 生活アンケート(年4回)やQ-U検査(4年生以上年2回)を定期的実施する。生活アンケートに書かれた一つ一つの事柄に丁寧に対応する。また、生活アンケートや個別面談を丁寧に行い、休み時間や放課後の雑談、普段の児童の様子や会話、相談内容からも児童の心の動きを捉えるように努める。
- ウ 当事者が大丈夫といっても、普段の児童の様子や会話、相談内容から児童の心を捉え、当事者やクラスの児童の言動に耳を傾け、よく見守り声をかける。
- エ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。「聴く」ことを基本として問題の本質を十分に探り、課題を明確にする。
- オ 学校を支えている、支援員、学務員、事務職員、配膳員、教員業務支援員、理科アシスタント、語学指導員、PTAボランティア、図書ボランティアの方などからも、気になることや、児童同士のトラブルについては、すぐに総務に情報を報告するよに連携を図る。
- カ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報・相談を受けたら該当学年教職員、総務等を中心とした学校いじめ対策組織において情報を共有し組織的に対応する。
- イ 児童や保護者からの訴えがあった場合の具体的な動き
 - ・ 第一に児童や保護者の心に寄り添い、じっくりと話を聴いて詳しい内容を把握する。そして、学年教職員と総務で情報を共有し、連携して対応する。
 - ・ 保護者とともに対応策を確認する。そして、すぐにいじめを止める対応を行う。
 - ・ 関係する児童への聞き取りを、複数で丁寧にすばやく行う。
 - ・ 3日間を目安に聞き取りを行い、保護者に伝える。時間がかかるときは、その旨を保護者に連絡をする。
 - ・ 加害児童に対して、何がいけなかったのか、どうしてそうってしまったのかを十分に考えさせ、同じ過ちを繰り返さないように指導を行う。
 - ・ 事実をもとに、学年教職員(または総務)立ち会いのもと、謝罪および話し合いをする。必要に応じて、保護者を含めた謝罪および話し合いを行う。
 - ・ 謝罪および話し合いの後、加害児童が、本当に約束を守ることができているか、担

任および学年教職員、総務でしっかりと見守る。また、被害児童には、定期的に声をかけ、いじめが再発していないかどうか確認する。

- ウ 児童や保護者からの訴えがない場合でも、違和感や気になる変化を感じた場合
 - ・当事者の心に寄り添い、じっくりと話を聴いて心配事や困っていることはないか相談に乗る。
 - ・いじめが認知された場合は、(3)イに示す具体的な動きと同じように対応する。

エ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。

オ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

カ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。

キ いじめが起きた集団への定期的な声かけや、人間関係の見守りを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

ク ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

ケ いじめが解消している状態に至った場合も、被害児童及び加害児童を日常的に注意深く観察する。放課などの見守りを強化し、連絡を密にして、違和感や気になる変化があれば、すぐに担任、学年教職員、総務に伝える。

(4) 学級担任不在のサポートについて

ア 過去にあった心配なことやトラブルについて、学級担任に確認し、確実に引き継ぎ、見守りを行う。児童に心配なことがある場合は、声をかけ指導する。

イ 学級担任不在時にトラブルがあった場合は、学年教職員、総務に迅速に伝え複数の教職員で対応する。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、事案に応じて、教職員に加え適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) 学校いじめ防止基本方針に基づくいじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、「いじめ・不登校対策委員会全体会」でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努め、いじめ防止に対して、専門的な方から学ぶ機会や、全国で起きている事例から学ぶ機会を通して教職員のいじめ防止に対する意識を高める。
- (2) 每学期末のいじめ不登校対策会議で、「いじめ対応セルフチェックシート」の記入を全教職員が行い、いじめ防止の各自の取組を振り返り、いじめ防止の意識を高める。
- (3) 「学校いじめ防止基本方針」はホームページに掲載し必要に応じて改正する。
- (4) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【児童や保護者からの訴えがあった場合
いじめを認知した時の具体的な対応フロー図】

A 児童・保護者からの訴え・いじめを認知した場合

- ①児童や保護者の心に寄り添い、じっくりと話を聴いて詳しい内容を早急に把握する。
そして、学年教職員と総務で情報をすぐに共有し、連携して対応する。
- ②保護者とともに対応策を確認する。そして、すぐにいじめを止める対応を行う。
- ③関係する児童への聞き取りを、複数で丁寧にすばやく行う。また、直接関係していない児童へも聞き取りを行い、いじめの全容を明らかにする。
- ④3日間を目安に聞き取りを行い、保護者に伝える。
時間がかかるときは、その旨を保護者に連絡をする。
- ⑤加害児童に対して、何がいけなかったのか、どうしてそうってしまったのかを十分に考えさせ、同じ過ちを繰り返さないように指導を行う。
- ⑥事実をもとに、学年教職員（または総務）立ち会いのもと、謝罪および話し合いをする。必要に応じて、保護者を含めた謝罪および話し合いを行う。
- ⑦謝罪および話し合いの後、加害児童が、本当に約束を守ることができているか、担任および学年教職員、総務でしっかりと見守る。また、被害児童には、定期的に声をかけ、いじめが再発していないかどうか確認する。

B 児童や保護者からの訴えがない場合でも、
違和感や気になる変化を感じた場合

当事者の心に寄り添い、じっくりと話を聴いて
心配事や困っていることはないか相談に乗る。

いじめが認知された場合は、上に示す①～⑦のように対応する。